

一般社団法人猪苗代青年会議所 役員選任規程

第1章 目 的

第1条 本規程は、一般社団法人猪苗代青年会議所（以下「本会」という）の定款第26条により、本会の次年度の役員（理事・監事）の選出方法を定めたものである。

第2章 理事・監事選出委員会

第2条 次年度理事候補者（以下「理事候補者」）及び次年度監事候補者（以下「監事候補者」）の選出のため、理事・監事等選出委員会（以下「選出委員会」）を設置する。

第3条 選出委員会は当該年度理事長を含む7名により構成され、委員長は当該年度理事長がこれにあたる。

第4条 当該年度理事長を除く6名の委員の選出は、2名連記の無記名投票にて正会員により選挙される。

2. 選挙は原則として6月例会の日に行う。ただし、変更することを妨げない。

3. 選出委員の被選挙人は、現在の理事及び理事経験者で5月31日現在において正会員である者とする。

第5条 選出委員会の開催については、5分の4以上の委員の出席を要する。

第6条 選出委員会は、定款に定められた人数の範囲で、理事候補者、監事候補者を選出し、9月通常総会に推薦しなければならない。ただし、理事候補者および監事候補者を、選出委員会の委員の中から選出することを妨げない。

2. 監事が任期途中の場合は、理事候補者の選出のみとする。

第7条 選出委員会の推薦した理事候補者・監事候補者が、総会において否認された場合は、選出委員会は自動的に解散し、直ちに新たな選出委員を選任する選挙を行わなければならない。但し、解散した選出委員会の委員の再任を妨げない。

第3章 選挙管理委員会

第8条 本規程第4条に定める選挙の管理及び執行する機関として、選挙管理委員会を設置する。

第9条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名で構成する。

2. 委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該年度理事長が指名し、理事会の承認を得て毎年5月31日迄に選出する。

3. 委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準ずる。

第10条 開票においては当該年度の監事が立会し、当選は得票の多い上位者とする。ただし、同得票数の場合には選挙管理委員会の合議により決定する。

第4章 理事の選任

第11条 理事予定者は、選出委員会の推薦する理事候補者が、総会において各々承認されることにより選出される。

2. 次年度理事は、9月通常総会にて選出された理事予定者が、1月通常総会において各々の職務分担別に承認されることにより選任される。

第5章 監事の選任

第12条 監事予定者は、選出委員会の推薦する監事候補者が、総会において各々承認されることにより選出される。

2. 次年度監事は、9月通常総会にて選出された監事候補者が、1月通常総会にて各々承認されることにより選任される。

第6章 理事長の選定

第13条 理事長候補者は、理事候補者の中から互選により選考され、9月通常総会の決議により選出される。

2. 定款第26条第4項の規定に定める通り、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会にて当該候補者を選定する方法によることができる。

第7章 補充選任

第14条 任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員が生じ、その補充の必要が生じた場合には、理事の互選により補充する。

2. 理事または監事に欠員が生じ、その補充が必要と理事会が認めた場合は、理事会が欠

員分の理事または監事を総会に推薦し、総会において承認することにより補充するものとする。この場合の任期は、前任者の任期満了までとする。ただし、再任を妨げない。

第8章 改 廃

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

2013年3月12日 制定

2017年6月 6日 改定